

安城市企業立地ニーズ調査業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

- (1) 業務委託名
安城市企業立地ニーズ調査業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和4年11月30日（木）まで
- (4) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）
10,000千円

2 プロポーザルのスケジュール

日 程	項 目
令和4年4月15日（金）	公告
4月27日（水）	質問書及び参加表明書提出期限
5月20日（金）	企画提案書提出期限
5月25日（水） 予定	プレゼンテーション審査会
5月30日（月） 予定	結果通知発送
6月10日（金） 予定	契約締結

3 応募資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、応募資格があるものとする。

- (1) 安城市入札参加資格者名簿（委託）に登録されていること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去5年間において、元請として官公庁が発注した企業立地ニーズ調査及び企業立地動向分析業務を完成した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 公告日から契約締結日までに、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 参加表明書等の提出

(1) 書類提出場所

下記の期日までに安城市産業環境部商工課企業立地推進室へ持参または郵送により提出すること。ただし持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送による場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等への責任を負わない。

(2) 提出期限

令和4年4月27日（水）午後5時必着

※理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）	1部
イ 業務実績一覧（様式2）	1部
ウ 業務実施体制図（様式3）	1部
エ 配置予定技術者の経歴等（様式4）	1部

(4) プレゼンテーション審査会日程通知

参加表明書（添付書類含む。）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された参加者には、令和4年4月28日（木）にプレゼンテーション審査会の詳細をメールにて通知する。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者は、その理由を掲載の上、通知する。

5 企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別紙「質問票」（様式5）により、件名を「安城市企業立地ニーズ調査業務に関する質問」とした電子メールで提出すること。なお、送信後、安城市商工課企業立地推進室へ電話にて確認すること。

電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

電子メール：shoko@city.anjo.lg.jp 電話：0566-71-2281

(2) 提出期限

令和4年4月27日（水）午後5時必着

(3) 回答方法

質問及び回答は、随時ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 書類提出場所

下記の期日までに安城市商工課企業立地推進室へ持参または郵送により提出すること。ただし持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く。郵送による場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、提出時の企画内容説明は受け付けないものとする。また、発注者は郵送事故等への責任を負わない。

(2) 書類提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(3) 書類提出部数

各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー7部の計8部とする。（8部ともフラットファイルに閉じて提出すること。）

(4) 書類提出方法

ア 「(5) 提出書類一覧表」の順番にまとめること。

イ 企画提案書の様式は任意とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

ウ 1社1提案とすること。

(5) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	表紙	様式任意	○所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。
2	企画提案書	様式任意 A4判	○別紙仕様書に基づき、基本的な考え方、調査・分析にあたってのポイント、その他アピールポイントを具体的に明記すること。 ○原則、両面印刷（カラー）とし、10頁以内にまとめること。 ○選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、別紙「業者選定のための評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
3	工程表	様式任意 A3判可	○受託者が実施する業務と市が実施する業務を明確に区別すること。 ○可能な限り前倒しした工程で提案すること。

4	見積書	任意様式	○見積り内容を可能な限り詳細に記載すること。(税込み) ※採用後は企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。
5	企業誘致パンフレット	任意様式	○過去に他官公庁の企業誘致パンフレットを作成した実績がある場合は、その時の成果物を添付すること。

7 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会の設置

発注者は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、産業環境部長を委員長とする選定委員会において審査する。

(2) 優先交渉権者の決定等

発注者は、選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案をした参加者を優先交渉権者として決定する。

(3) プレゼンテーション審査会

ア 日 時 令和4年5月25日(水)

イ 場 所 安城市役所

ウ 説明者 説明者は3人まで。本業務を実際に行う担当者を主とすること。

エ 時間割 準備5分、説明20分以内、質疑応答10分程度

オ 機器の使用 パワーポイント等プレゼン用ソフトの使用を可とし、使用する参加者は令和4年5月20日(金)までに使用するデータを発注者にメールで提出すること。

なお、審査会当日に使用するパソコン、スクリーン、プロジェクターは発注者が準備する。

8 選定基準

(1) 「評価基準」は、別紙「業者選定のための評価基準」のとおり。

(2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

(3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定する。なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者はその

資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。

(4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

9 審査結果について

(1) 審査終了後、選定結果を提案者に個別に通知する。

(2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(4) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

(5) 見積書の金額が委託上限額を超える場合

11 契約の締結

(1) 選定委員会が選定した優先交渉権者（受注者）と発注者が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定する。

(2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとする。

(3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

12 その他

(1) 誤字等を除き、提案書提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 企画提案書作成に要する費用等、今回の提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を参加者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。

(4) 提案参加を辞退する場合は、速やかに連絡すること。なお、企画提案書等の書類提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとする。

－問合せ先及び各種書類の提出先－

安城市 産業環境部 商工課 企業立地推進室 企業立地推進係

(安城市役所 北庁舎2階56番窓口)

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話番号 (0566) 71-2281 (直通)

FAX番号 (0566) 76-1184

電子メール shoko@city.anjo.lg.jp